

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第47号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「, 消防局」を削り, 「上下水道局」を「消防局」に改め, 同条第4号中「, 建設局長」を削り, 「上下水道局長」を「建設局長」に改める。

附 則

この規則は, 平成29年4月1日から施行する。

(行財政局資産活用推進室)